

日本司法精神医学会

学会認定精神鑑定医制度規則施行細則

第1章 施行細則の趣旨

第1条 日本司法精神医学会「学会認定精神鑑定医制度」の施行にあたり、学会認定精神鑑定医制度規則（以下「規則」という。）に定められた以外の事項については、本細則の定めるところによる。

第2章 事務局と委員会

（事務局）

第2条 学会認定精神鑑定医制度に関する事務局（以下「認定鑑定医制度事務局」という。）は、日本司法精神医学会研修・教育企画委員会委員長の属する施設内に置く。

（試験委員会）

第3条 規則第4条に規定する試験委員会は、研修・教育企画委員会委員及び学会員の中から研修・教育企画委員会が推薦し、理事会の承認を受けた委員によって構成する。

2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

（研修・教育企画委員会の業務）

第4条 研修・教育企画委員会は、学会認定精神鑑定医（以下「認定鑑定医」という。）を認定するための調整及び統括、庶務、財務、広報、異議申し立てへの対応、試験委員会と理事会との連絡、更新の審査、指定研修施設の認定審査、認定鑑定医の認定に関する緊急事項の処理並びにその他必要な業務を行う。

（試験委員会の業務）

第5条 試験委員会は、学会認定精神鑑定医認定試験（以下「試験」という。）の実務、運営を担当し、試験に関する必要な業務を行う。

第3章 審査の方法

（認定鑑定医の認定審査方法）

第6条 認定鑑定医の認定は、資格に関する審査、経験した刑事責任能力にかかる精神鑑定例に関する書面による審査及び面接による総合的審査によって行われる。

2 研修・教育企画委員会は、受験申請者に係る資格、申し込みの手順、認定方法及び審査の基準を明確にし、予め学会員に周知しなければならない。

3 審査は、書面による審査及び面接による審査によって行われる。

4 書面による審査に合格した者について、面接による審査を行う。面接による審査は3名の試験委員会委員によって行われる。

5 試験委員会は審査結果に基づき、申請者の中から認定鑑定医にふさわしい者を選定し、研修・教育企画委員会に報告する。

6 研修・教育企画委員会は、前項の報告に基づいて、認定鑑定医にふさわしい者を確定する。

(異議の申し立て)

第 7 条 認定鑑定医の認定のための審査及びその結果について疑義・不服等のある会員は、書面をもって、研修・教育企画委員会に対して異議を申し立てることができる。異議申し立て期間は認定鑑定医の認定結果通知から 90 日間とする。

2 前項の異議申し立てがなされた場合には、研修・教育企画委員会は内容について検討し、その結果を理事会に報告する。当該結果は、書面をもって本人に通知する。

第 4 章 認定鑑定医の認定

(認定鑑定医の受験資格要件)

第 8 条 認定鑑定医の受験資格要件は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 日本国の医師免許証を有する者
- (2) 試験申請時に学会員である者
- (3) 精神保健指定医であって、日本精神神経学会専門医の認定を受けている者
- (4) 学会が開催する「刑事精神鑑定ワークショップ」及び「事例検討会」の双方を試験申請時より過去 5 年以内に受講している者

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は受験資格を有しない。

- (1) 医療上の行為を理由として、禁錮以上の刑に処せられた者、医師法 7 条 1 項若しくは 2 項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 19 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項、若しくはその他医療上の行政法規違反を理由とする行政処分を受けた者、又は、これらの刑若しくは処分の執行終了から 2 年を経過しない者
- (2) 申請書等に虚偽の記載があった者。なお、申請書等に虚偽の記載があった者は、以後申請の資格を有しないものとする。
- (3) 認定鑑定医としてふさわしくない者と試験委員会、研修・教育企画委員会及び理事会が認めた者

(認定鑑定医の認定申請手続き)

第 9 条 認定鑑定医の認定を申請しようとする者は、研修・教育企画委員会が定める期日までに、次の各号に定める書類を研修・教育企画委員会に提出しなければならない。

- (1) 学会認定精神鑑定医受験申込書
- (2) 受験資格調査票
- (3) 医師免許証の写し
- (4) 精神保健指定医の証の写し及び日本精神神経学会専門医の資格認定証の写し
- (5) 試験申請時より過去 5 年以内に学会が開催する「刑事精神鑑定ワークショップ」及び「事例検討会」の修了証書（いずれも、その写しを含む。）
- (6) 受験申請料振込領収証（写しを含む。）
- (7) 第 12 条に規定する各事例について匿名化した精神鑑定書 4 部及び所定の書式で作成した要約書の写し 4 部

(試験の申請費用)

第 10 条 認定鑑定医の認定を申請しようとする者は、試験の申請等に係る諸費用として、別表 1 に掲げる金額を納入しなければならない。

(資格審査)

第11条 試験委員会は、申請書類により当該受験者が第8条の受験資格要件に該当するか否かの審査を行う。

(書面による審査)

第12条 前条に基づく資格審査に合格した者について、申請時に提出した精神鑑定書の書面による審査が行われる。

2 申請にあたって提出する精神鑑定書は、過去5年間に自ら鑑定人として行った精神鑑定書5件とする。

3 前項の規定により提出する精神鑑定書は、起訴前本鑑定（刑事訴訟法第223条の規定により検察官から囑託された刑事責任能力にかかる鑑定）又は刑事訴訟法第165条の定めにより裁判所が命じた公判中若しくは公判前の刑事責任能力にかかる鑑定（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第50条に定める決定に基づくものを含む。）でなければならない。ただし、提出する精神鑑定書は証人尋問で提示したパワーポイント印刷物ではなく、公判前整理手続きで裁判所に提出した精神鑑定書とする。

4 前項の規定にかかわらず、第2項の規定により提出する精神鑑定書5件のうち2件については、刑事訴訟法第197条に定める任意捜査の枠内で行われる刑事責任能力にかかる簡易精神鑑定又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づいて裁判官の命じる鑑定（以下「医療観察法鑑定」という。）の精神鑑定書に代えることができる。ただし、家庭裁判所の依頼による処遇鑑定など、責任能力に関する考察を行わない精神鑑定書は除くものとする。

5 試験委員会は、申請者から提出された精神鑑定書を第13条の基準に基づいて書面により審査する。

6 提出された精神鑑定書は、資格審査及び書面による審査の可否にかかわらず、返却しないものとする。なお、提出された精神鑑定書は、認定鑑定医制度事務局にて厳重に保管し、異議申し立て期間終了後は速やかに廃棄する。ただし、書面による審査または面接による審査に不合格となった場合には、再受験に備え5年間保管する。

(鑑定書の内容審査)

第13条 前条に定める審査は、次の各号を基準として行う。

- (1) 必要な形式（記載事項）を整えていること。
- (2) 精神鑑定を行うにあたって、事件内容、被鑑定人の生活歴、現病歴、犯行当時の精神状態など必要な情報が集められていること。
- (3) 精神医学的に正確な診断が行われていること。
- (4) 精神鑑定を行うにあたって、鑑定人の公平な立場が確保されていること。
- (5) 求められた鑑定事項について適切に鑑定を行っていること。
- (6) 病状とその重症度及び事件当時の精神状態とそれが犯行に及ぼした影響について適切に検討されていること。
- (7) 責任能力の判定を求められた場合は、理非善悪の判断能力とそれに従って行動する能力について適切に検討されていること。
- (8) 必要な各種検査が行われていること。

(9) その他、精神鑑定に必要な事項を備えていること。

(面接による審査)

第14条 試験委員会は、書面による審査に合格した者に対して、面接審査を行う。

- 2 面接審査においては、提出された精神鑑定書について試問が行われる。試問は、鑑定書上不明確な点及び鑑定上重要と思われる点等を中心に行う。また精神鑑定に関する知識及び精神鑑定医としての資質が備わっているかについても審査を行う。

(合否の審査及び決定)

第15条 書面による審査、面接による審査のいずれにおいても、各審査委員の報告に基づいて、試験委員会において審査を行い、研修・教育企画委員会の議決及び理事会の承認を経て合否を決定する。

(認定鑑定医の名簿記載)

第16条 試験の結果、認定鑑定医と認定された者は、学会認定精神鑑定医名簿（以下「名簿」という。）に記載される。裁判所、検察庁及び弁護士会はこれを閲覧することができる。

- 2 名簿は、認定鑑定医制度事務局において保管、管理する。
- 3 学会は、認定鑑定医に認定された者の氏名を、学会機関誌「司法精神医学」において公示する。

(秘密の保持)

第17条 認定鑑定医制度の運営に携わる者は、業務上知り得た情報を一切漏示してはならない。

第5章 指定研修施設及び精神鑑定研修医

(指定研修施設)

第18条 日本司法精神医学会は、学会員のうち精神鑑定について研修を希望する者（以下「精神鑑定研修医」という。）に円滑な研修が遂行されるよう、精神鑑定医養成指定研修施設（以下「指定研修施設」という。）を置く。

(精神鑑定研修医の資格要件及び決定)

第19条 精神鑑定研修医の資格要件は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 日本国の医師免許証を有する者
 - (2) 研修希望申請時に学会員である者
 - (3) 精神保健指定医又は日本精神神経学会専門医の認定を受けている者
- 2 精神鑑定研修医は、所属施設の長の推薦を受けて、希望する指定研修施設に研修希望申請書を届出ることができる。
 - 3 前項の届出を受けた指定研修施設は、届出のあった精神鑑定研修医の受け入れの可否を審議し、その結果を研修・教育企画委員会委員長に報告する。
 - 4 当該指定研修施設の審査を受け、研修・教育企画委員会及び理事会の承認を得られた者は指定研修施設において研修を受けることができる。

(指定研修施設の認定基準)

第20条 指定研修施設の認定基準については、次の各項の条件全てをみたしていることを要

件とする。

- 2 1名以上の認定鑑定医の認定を受けている者又は2名以上の刑事精神鑑定（第12条第3項に定める。以下、本条において同じ。）の経験のある精神保健指定医であって日本精神神経学会専門医の認定を受けている者が常勤している。
- 3 2名以上の日本国の医師免許証を有する学会員が常勤している。
- 4 申請時より過去3年間で10件以上の刑事精神鑑定が行われているか、若しくは6件以上の刑事精神鑑定が行われ、さらに簡易精神鑑定（第12条第4項に定める。）又は医療観察法鑑定を合わせて10件以上行われている。
- 5 施設内に精神鑑定が行える環境及び精神鑑定に必要な次号の機能が備えられている。
 - (1) 心理検査が行える臨床心理技術者が勤務していること。
 - (2) レントゲン設備があること。
 - (3) 頭部CTスキャン又はMRIの撮影が可能であること。
 - (4) 脳波検査が可能であること。
 - (5) 一般的な血液・尿検査が可能であること。
 - (6) これら全てが当該施設内に備えられていない場合には、速やかに連携できる他施設があること。
 - (7) 鑑定書の作成にあたり、認定鑑定医又はそれと同等の刑事精神鑑定の経験を有する精神保健指定医であって日本精神神経学会専門医の認定を受けている医師が参加する「鑑定事例検討会」を開催して検討を行っていること。
 - (8) 第21条に規定する研修プログラムが作成されていること。
 - (9) その他、精神鑑定を行うにあたって必要な事項を備えていること。

（研修プログラム）

- 第21条 指定研修施設の認定を申請する施設は、以下の研修が行えるようプログラムを作成し、研修・教育企画委員会による審査を受け、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 鑑定助手としての鑑定参加
 - (2) 指定研修施設内で開催される鑑定事例検討会への出席

（指定研修施設内の委員会設置）

- 第22条 指定研修施設は、研修が円滑に進むように「司法精神医学研修委員会」を設置し、精神鑑定研修医に対して個別に研修指導医を明示しなければならない。

（指定研修施設の認定申請手続き）

- 第23条 指定研修施設の認定を申請しようとする施設は、認定を受ける年の前年12月末日までに、次の各号に定める書類を研修・教育企画委員会に提出しなければならない。なお、指定研修施設の認定は申請した翌年の4月1日から行われる。
- (1) 精神鑑定医養成指定研修施設認定申込書
 - (2) 申請時より過去3年間の精神鑑定の実績
 - (3) 司法精神医学に関する研修を実施するための組織状況
 - (4) 指定研修施設として必要な設備の状況
 - (5) 研修プログラム

（指定研修施設の審査及び決定）

第24条 前条による申請に基づいて研修・教育企画委員会は、人員等の配置状況や精神鑑定等の実績を検討して選定を行い、その結果を理事会に報告し、理事会の承認を経て認定を決定する。

(指定研修施設の申請事項の変更)

第25条 指定研修施設は、第23条に申請した事項に変更が生じた場合は、研修・教育企画委員会に届出なければならない。

(指定研修施設認定の更新)

第26条 指定研修施設の認定は3年ごとに資格の更新の手続きをしなければならない。

2 前項の更新を申請しようとする施設は、認定を受けた日から3年を満了する前の年の12月末日までに、次の各号に定める申請書類を提出しなければならない。

- (1) 精神鑑定医養成指定研修施設更新申請書
- (2) 更新申請時より過去3年間の精神鑑定の実績
- (3) 指定研修施設として受け入れた研修実施状況（更新申請時より過去3年間）
- (4) 指定研修施設として必要な人員及び設備の状況

(指定研修施設の取り消し)

第27条 学会が指定研修施設としてふさわしくないと認めた場合には、研修・教育企画委員会及び理事会の議決をもって指定研修施設の認定を取り消すことができる。

第6章 認定鑑定医資格の更新

(資格認定の更新申請書類)

第28条 認定鑑定医は、5年ごとに資格の更新の手続きをしなければならない。

2 前項の更新を申請しようとする者は、規則第6条の認定を受けた日から5年を満了する前の最終年度において研修・教育企画委員会が定める期日までに、次の各号に定める申請書類を提出しなければならない。

- (1) 学会認定精神鑑定医更新申請書
- (2) 次項に規定する匿名化した精神鑑定書及びその要約書の写し各1部

3 前項第2号の規定により提出すべき精神鑑定書は、第12条第3項に掲げる精神鑑定であって、前項に掲げる申請書類提出の日から5年内に行ったもの1例にかかるものとする。

4 第1項の更新を受けようとする者は、学会が開催する刑事精神鑑定ワークショップ又は事例検討会のいずれかを申請書類提出の日から過去5年以内に受講していなければならない。

5 試験委員会は第2項により提出された匿名化した精神鑑定書及びその要約書をもって更新の審査を行い、研修・教育企画委員会の議決及び理事会の承認を経て更新する。

(認定更新の特例)

第29条 前条の要件をみたさない者であっても、やむを得ない理由があると研修・教育企画委員会が認めたときは、期限を定めて、当該認定鑑定医が認定を更新すべき時期を遅らせることができる。この場合、この期限が満了するまでの間、当該認定鑑定医の認定は有効なものとする。

第7章 認定鑑定医資格の喪失

(認定証の返還)

第30条 認定鑑定医の資格を失うか、若しくは取り消された者は、名簿から削除され、研修・教育企画委員会に認定証を返還しなければならない。

第8章 補則

(施行細則の変更)

第31条 本細則の変更は、研修・教育企画委員会の議決を、理事会及び評議員会が承認することにより、行われる。

(既納の申請料、審査料、認定料の返却)

第32条 既に納入した各種申請料、審査料、認定料等の諸費用は、返却しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、受験申請料については、受験資格審査の結果、資格要件を満たしていないと認定され、受験するに至らなかった場合には、当該受験申請者に返却するものとする。なお、返却金の送金に係る費用は、申請者の負担とする。

附則

(施行期日)

第1条 この施行細則は平成26年4月1日から施行する。
この施行細則は平成27年6月19日から一部改訂施行する。
この施行細則は平成28年6月19日から一部改訂施行する。

(経過措置)

第2条 第8条第1項第3号に掲げる資格は、前条に掲げる平成26年4月1日の施行期日から5年間は、過渡的措置として、同条に掲げる資格のいずれか一方で要件をみたすものとする。ただし、過渡的期間終了後は、双方の資格取得を要件とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、過渡的措置期間に認定鑑定医資格を取得した場合は、過渡的措置期間終了後であっても、第8条第1項第3号に掲げる資格のいずれか一方で要件をみたすものとする。

別表 1

学会認定精神鑑定医認定試験の申請等に係る諸費用

受験申請料	30,000円	(受験申請時に納入)
認定審査料	30,000円	(面接審査時に納入)
登録料	10,000円	(合格証交付時に納入)
更新審査料	30,000円	(資格認定の更新申請時に納入)
